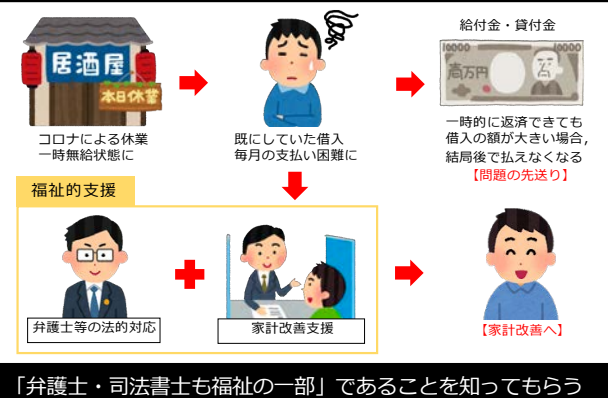


# 利用できる制度および 多重・過剰債務の解決方法の理解

日本司法支援センター（法テラス）本部  
事務局長付 常勤弁護士 鍋木 信行

1

## 本日の目的①



2

## 本日の目的②



「自分の地域で」どうすれば  
家計改善支援と司法が連携できるかを考えてもらう

3

## 本日の構成

- 1 債務を払わないとどうなるのか
- 2 どんな解決方法があるか
- 3 「自分の地域で」  
司法とどう連携するか

4

# 債務を払わないと どうなるのか

5

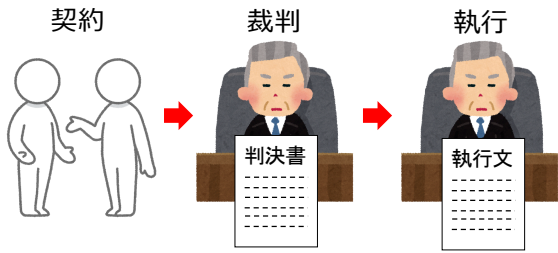
## 力づくで払わせてもいい？



自力救済は禁止  
裁判所で手続をとらなければならない

6

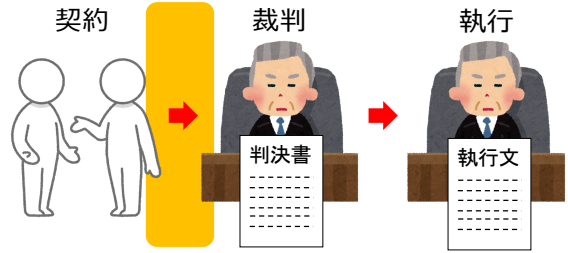
### 強制執行までの手続



- ①裁判所に訴訟を起こして判決をもらう
- ②さらに裁判所に執行の申立を行う

7

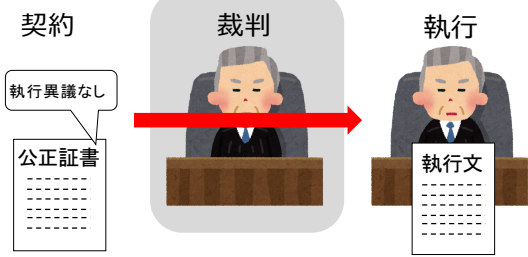
### 業者からの督促, 内容証明郵便



裁判に移行する前に任意の支払を求めている  
(ただし, 裁判所から来る「支払督促」には注意)

8

### 公正証書による強制執行



執行認諾文言のある公正証書は,  
裁判を経ずに執行手続をとることができる

9

### 「何を」差し押さえられるのか



不動産・動産・債権  
(ただし, 「差押禁止財産」以外のもの)

10

### 差押え禁止財産の例①



生活に欠くことのできない  
衣服, 寝具, 家具, 台所用具, 畳, 建具 (民執法131①)

11

### 差押え禁止財産の例②

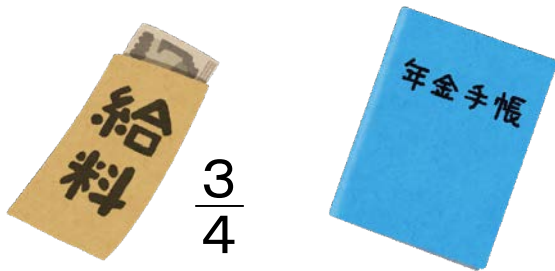


1ヶ月の生活に  
必要な食料・燃料  
(民執法131②)

66万円までの現金  
(民執法131③, 民執令1)

12

### 差押え禁止財産の例③



給料の4分の3  
(4分の1は差押可能)  
(民執法152 I ②)

年金受給権  
生活保護費受給権

13

### 預金口座に振り込まれた給与・年金は？



預金債権として原則差押え可能

14

どんな解決方法があるか

15

どんな解決方法があるか①

債務の存在自体を争う  
(代表例)

16

### 騙された・脅された



詐欺・強迫等を理由に  
契約を取り消すことができる場合もある

17

### 間違えた



錯誤（まちがい）を理由に  
契約の取り消しを主張できる場合もある

18

### 内容が極めて悪質



例えば、「ヤミ金」による高金利の貸付については、公序良俗違反を理由に 契約の無効 を主張できる

19

### 相手に契約違反があった



契約を解除できる場合がある

20

### 冷静に考えたらやめたい



一定の種類の契約は、一定の期間、「クーリング・オフ」ができる

21

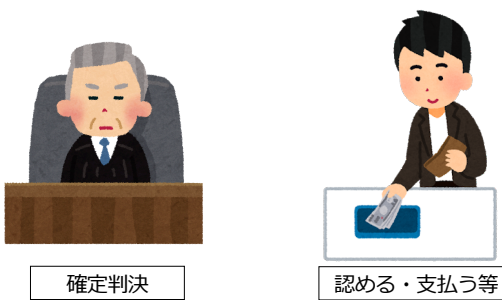
### 時効



一定期間経過した債務は、時効の援用ができる  
ただし、「時効の更新」に注意

22

### 時効の更新



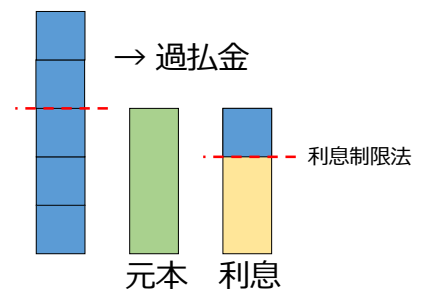
確定判決

認める・支払う等

時効の期間がリセットされる

23

### 実は払いすぎていた



いわゆる「過払金」として返還求められる

24

どんな解決方法があるか②

## 分割で払う

25

## 任意整理



「合意」で債務総額，返済計画を変更する  
(返済資金が必要，家計管理も重要)

26

## 住宅ローンの返済条件変更



「合意」で返済条件を変更する  
(返済資金が必要，家計管理も重要)

27

どんな解決方法があるか③

## 自己破産をして 免責を受ける (支払わなくて良い状態)

28

## 自己破産のメリット



債務を支払わなくてよくなる (免責)

29

## 自己破産のデメリット



「一定の資産」を  
手放さなければ  
ならない

ブラックリストに載る  
(新たな借入，  
クレジットカード作成  
しばらくできない)  
※任意整理でも同じ

一定期間  
一部の職業に  
就けなくなる

30

## 自己破産のデメリット？

選挙権がなくなる

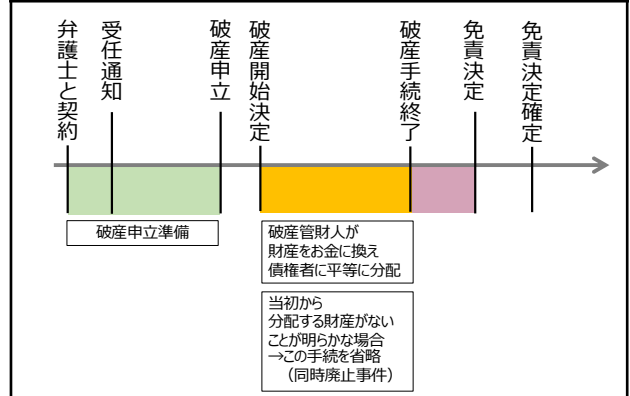
戸籍に載る

結婚できなくなる

上記は全てウソ

31

## 自己破産の手続



32

どんな解決方法があるか④

一部を免除  
一部を分割で払う

33

## 個人再生

住宅資金特別条項利用の場合

BANK 消費者金融

個人債権者

住宅ローン

一部を免除，一部を分割払い (裁判所の手続)

家を残したまま分割で返済

34

「自分の地域で」  
司法とどう連携するか

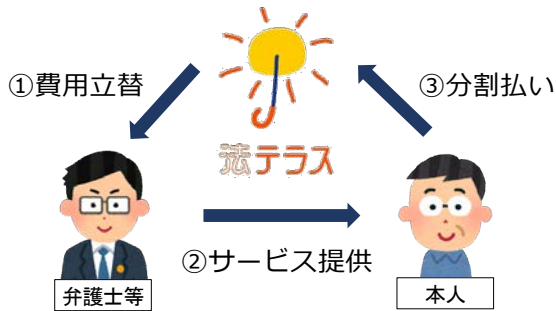
35

「自分の地域で」司法とどう連携するか①

費用が払えなくても  
債務整理できる？

36

## 民事法律扶助（法テラス）



無料相談，弁護士等の費用の立替

37

## 民事法律扶助の利用条件



①一定の資力基準  
(収入・資産)

②民事法律扶助  
の趣旨に適する

③勝訴の見込み  
(弁護士等の  
費用立替の場合)

38

## 資力基準（収入・資産）の目安

家族の人数	月収	資産
1人	18万2000円以下	180万円以下
2人	25万1000円以下	250万円以下
3人	27万2000円以下	270万円以下
4人	29万9000円以下	300万円以下

上記の基準を基本として、  
地域、家賃・住宅ローンの負担状況、医療費・教育費・  
その他職業上のやむをえない支出の有無等の要素により、  
調整がなされます。

【要件確認体験ページ】

[https://www.houterasu.or.jp/nagare/youkenkakunin/youken\\_check.html](https://www.houterasu.or.jp/nagare/youkenkakunin/youken_check.html)



39

「自分の地域で」司法とどう連携するか②

法律事務所まで  
行かなくても相談できる？

40

## 法テラス「電話・WEB無料法律相談」

新型コロナウイルス感染症に関する法テラスの取組



電話・WEBによる  
無料法律相談のご案内

10/30  
まで



日本司法支援センター  
法テラス

お問合せは  
法テラス  
サポートダイヤル

おなやみなし  
0570-078374  
(受付) 平日9時～21時 土曜9時～17時

令和2年10月30日までの期間限定（令和2年10月1日現在）  
ただし、状況により実施期間が延長される場合あり  
（最新の状況は法テラスホームページをご確認ください。）

41



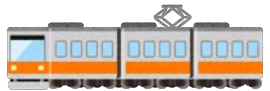

## 出張相談



福祉施設やご本人宅に  
弁護士等が出張して相談（利用条件あり）

42

## 出張相談の利用条件（以下のいずれか）

 65歳以上の高齢者	 心身に重度又は中度の障害のある方
 法律相談の場所まで往復3時間以上 （公共交通機関）	 その他やむを得ない事情がある方

43

## 特定援助対象者相談（支援者申込型出張相談）



認知機能が十分でない方が対象（詳しくは下記ページもご覧ください）  
<https://www.houterasu.or.jp/kankeikikan/201810292.html>

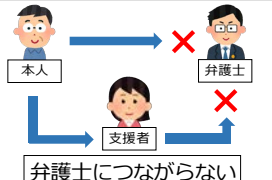



44

「自分の地域で」司法とどう連携するか③

## 債務整理を通じた役割分担 — 確実な家計再生のために —

45

## 破産免責に至らない主な原因

 本人 → 弁護士 支援者 → 弁護士 弁護士につながる	 家計表や必要書類が用意できない
 探しています 弁護士介入で安心 音信不通、新たな借入・返済	 7年以内 2度目の破産... 家計管理できず免責不許可事由あり

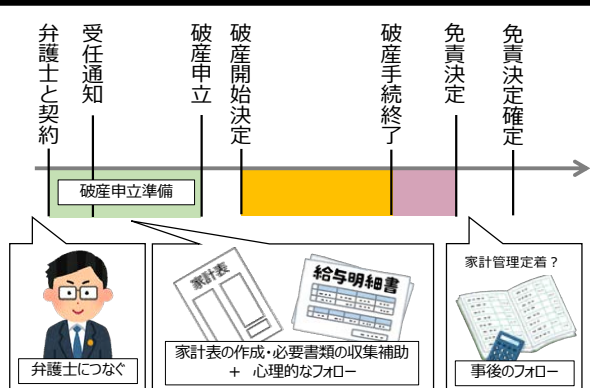
46

生活困窮者自立支援・支援調整会議（写真は岐阜県中津川市）



47

## 破産手続における連携



弁護士につなぐ  
家計表の作成・必要書類の収集補助  
+ 心理的なフォロー

家計管理定着？  
事後のフォロー

48



「自分の地域で」司法とどう連携するか④

近くに相談できる弁護士等が  
いない時は？

49

事例検討会（写真は岐阜県恵那市）



勉強会、事例検討会、ケース会議などで  
「顔の見える関係」をつくる

50

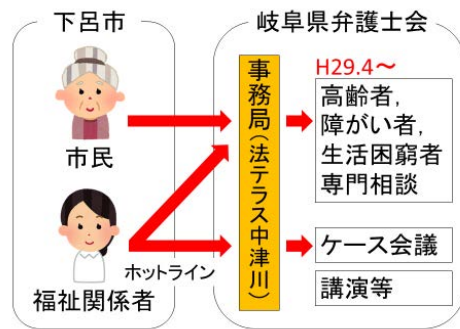
福祉のための法律講座（写真は岐阜県下呂市）



講演、法律講座などをやってみる

51

高齢者・障がい者・生活困窮者専門相談（岐阜県下呂市の例）



弁護士会、法テラスと連携して、  
地域共生に必要な「地域の司法インフラ」を整備する

52

どうすれば・・・

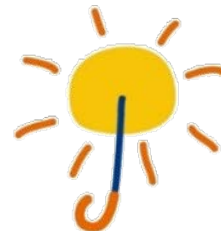


うちの地域で

とはいえ、地域の状況によって、  
弁護士等が対応できる状況も様々・・・

53

法テラス「企画室」



お気軽にご相談ください  
【直通】050-3381-1576

54